

江東区持続化支援家賃給付金支給要綱第6条の区長が別に定める期間を定める基準

令和2年6月9日
2江地経第343号

改正 令和2年7月28日
2江地経第657号

区長は、江東区持続化支援家賃給付金支給要綱（令和2年6月5日2江地経第292号）第6条の規定に基づき、この基準を定める。

同条の区長が別に定める期間は、令和2年6月22日から同年9月30日とする。